

環 対 第 1216 号
令和 5 年 2 月 13 日

新潟県アスベスト対策連絡会議 構成員各位
(民間団体)

新潟県環境局環境対策課長

石綿事前調査の徹底について (依頼)

日頃より、県のアスベスト対策に係る施策の推進について、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

大気汚染防止法と石綿障害予防規則のそれぞれ改正法令が施行され、アスベスト含有成形板等を含む全ての石綿含有建材が規制対象となりました。

また、令和 4 年 4 月から事前調査結果の報告、令和 5 年 10 月からは資格者等による事前調査の義務付けなど、順次施行されているところです。

しかしながら、今年度に入ってから、別添のとおり十分な事前調査がされないまま工事が開始された事案が複数発生しました。

つきましては、再度、(別添 1) の 1～4 のとおり事前調査を徹底するよう、貴団体の会員に対して周知くださるようお願いいたします。

【別添資料】

- (別添 1) 事前調査の徹底について
- (別添 2) 新潟県内における建築物解体等の作業に係る不適正事案 (概要)
- (別添 3) 建築物等の解体等における石綿使用の事前の調査及び調査結果の掲示のお願い

【参考資料】

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和 3 年 3 月) (令和 4 年 3 月訂正事項を反映)」

(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

※下記アドレスよりダウンロード願います。

<https://www.env.go.jp/content/900396898.pdf>

担当：大気環境係 鈴木、荒川

Tel : 025-280-5155 (直通) Fax : 025-280-5166

E-mail : ngt030320@pref.niigata.lg.jp

事前調査の徹底について

1 事前調査の実施（大気汚染防止法（以下「大防法という」）第18条の15第1項）

建築物解体等の作業を行う場合は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの事前調査を必ず実施すること。特に、石綿の使用の有無を目視や設計図書のみをもって確認できない箇所については、分析により石綿使用の有無を確認すること。

また、令和5年10月以降は、有資格者による事前調査の実施が義務付けられる。

なお、過去に実施した石綿に係る調査結果を使用する場合は、石綿の含有量^(注1)や種類^(注2)にもれ落ちがないか確認すること。

(注1) 平成18年以前の調査においては、石綿1重量%を超えない建築材料について、「石綿なし」とされている可能性がある。

(注2) 平成20年以前の調査においては、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライト以外の石綿（アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライト）について分析されていない可能性がある。

2 事前調査結果の説明（大防法第18条の15第1項）

事前調査結果については、工事発注者に対し、書面で説明すること。

3 事前調査結果の掲示（大防法第18条の15第5項）

工事の施工場所の見やすい場所に、事前調査結果を掲示すること。

4 事前調査結果の報告（大防法第18条の15第6項）

事前調査結果を遅滞なく報告すること。原則、石綿事前調査結果報告システムにより報告すること。

【別添2】

新潟県内における建築物解体等の作業に係る不適正事案（概要）

【事例1 ～事前調査実施者の知識不十分により発生した事案～】

（令和4年9月 新発田地域振興局管内）

1 事案発覚の経緯

- ・県が立入検査を行った解体現場で、養生区域内の建材が既に剥がれている箇所があり、過去に不適正な処理が行われていた可能性のある案件があった。
- ・県がアスベスト除去業者Aから話を聞いたところ、過去に現場に入っていた業者がこのような作業をしていたのではないかとのこと。

2 事前調査について

- ・法令改正前の令和4年1月に元請業者Bが事前調査を実施。配管エルボの石綿含有を確認し、労基に届出
- ・除去業者Aが作業を進める工程で解体建築物の天井材と壁ボードを剥いだ際、天井裏に吹付を確認したため、作業をストップ
- ・天井裏吹付の分析を実施したところ、石綿含有が確認されたため、労基と県へ再度届出

3 事案の問題点

- ・元請業者Bの知識不足：
元請業者Bが事前調査の際、天井裏の吹付材については（天井材に覆われているため）気がつかなかった。また、解体前の写真もなく、Bは調査実施のための十分な知識を有していなかった。

4 県及び労基による指導

- ・適切な事前調査を実施するよう指導するとともに、事前調査に係る資格を取得するよう助言
- ・施工前の写真を残すよう助言

5 その他

- ・天井材と壁ボードについてはアスベスト有とみなして解体・処分を実施。
- ・立入時はしっかり養生等されていた。
- ・県と労基では、現場の状況から建築当初から今般解体時まで除去作業（不適切な石綿除去）は実施されず、また、吹付石綿の飛散もなかったものと判断した。

【事例2 ～事前調査結果の確認不足により発生した事案～】

(令和4年9月 南魚沼地域振興局管内)

1 事案発覚の経緯

- ・ 県（地域整備部）に、レベル3の石綿が含まれる外壁材を石綿含有無しとして解体している、との通報があった。
- ・ 県が現地確認したところ、当該建物は下屋と母屋が存在し、下屋は解体済み。母屋は屋根のみ残し、壁等は解体済み
- ・ 解体業者から聞き取ったところ、下屋は外壁塗装剤に石綿含有（レベル3相当）と見なして、飛散防止対策を講じたうえで解体済みとのこと。母屋の外壁については石綿が含まれていない、と不動産会社から聞いているとのこと。

2 調査結果について

- ・ 県が関係者から石綿の分析結果を入手したところ、母屋の外壁材について石綿（クリソタイル）検出との結果

3 事案の問題点

- ・ 解体業者の確認不足：
解体業者は、下屋については石綿含有の認識はあったが、母屋については分析結果を確認しておらず、現地での目視調査やサンプリングによる分析もしていなかったとのこと。

4 県による指導

- ・ 解体現場の敷地境界で石綿の環境測定を実施し、結果が判明するまで現場作業は中断するよう指示
- ・ 外壁の解体残渣については、直ちに回収し二重袋に入れ密栓する他、シート掛けをする等、飛散防止対策を施すよう指示
- ・ 石綿事前調査結果の掲示看板を、「石綿あり」と記載を直すよう指示。
- ・ 今後は事前調査結果をしっかりと確認するよう指示
- ・ 今回の顛末について解体業者から報告を徴収し、嚴重注意文書を発出

5 その他

- ・ 解体業者が周辺環境調査を実施し、全地点で10本/㎡未満

建築物等の解体等における石綿使用の事前の調査 及び調査結果の掲示のお願い

元請業者等※及び発注者の皆さまへ ※元請業者及び自主施工者

解体等の作業を行う場合は、工事関係者はもとより、現場の周辺住民の不安の解消の観点からも石綿使用の事前調査を実施し、事前調査の結果を掲示することが義務づけられています。

事前調査

事前調査をせず、その結果、適切な対策をしないで解体等の作業を行った場合、甚大なアスベスト被害の発生が懸念されます。

石綿障害予防規則

■建築物、工作物、鋼製の船舶の解体等作業を行うに当たっては、事前に当該建築物等に石綿が使用されているか調査しなければなりません。

大気汚染防止法

■解体等工事の元請業者等は、石綿使用の有無について事前に調査しなければなりません。また、調査結果を発注者に書面で説明しなければなりません。加えて、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを3年間保存しなければなりません。

建設リサイクル法

・事前調査の記録の写しを現場に備え置くことも必要です。

■分別解体に係る施工方法に関する基準として、事前に、特定建設資材に付着した吹付け石綿等の有無を調査しなければなりません。

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

結果掲示

石綿障害予防規則

■工事施工業者は、建築物又は工作物の解体等を行う作業場には、次の事項を掲示しなければなりません。

- 1 石綿等の有無の調査を終了した年月日
- 2 石綿等の有無の調査を行った部分及び材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した場合、その判断の根拠

大気汚染防止法

■解体等工事の元請業者等は、解体等工事の場所に、次の事項を掲示しなければなりません。

- 1 調査結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- 2 解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 調査を終了した年月日
- 4 調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び建築物石綿含有建材調査者等に調査を行わせたこと)
- 5 解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

掲示の例は裏面を参照願います。

【問合せ先】

- 石綿障害予防規則関係
新潟労働局労働基準部健康安全課 025-288-3505
各労働基準監督署
- 建設リサイクル法関係
新潟県土木部技術管理課 025-280-5391
各県地域整備部、新潟市、長岡市、上越市、新発田市、三条市、柏崎市
- 大気汚染防止法関係
新潟県環境局環境対策課 025-280-5155
各県健康福祉環境部環境センター
新潟市環境部環境対策課 025-226-1367

新潟県アスベスト対策連絡会議

(事務局:新潟県環境局環境対策課)

掲 示 の 例

事前調査の結果の掲示については、工事関係者のみならず
 周辺住民にも見やすい場所に掲示する必要があります。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告※1、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。石綿障害予防規則第3条第6項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:〇〇〇〇解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	〇〇 労働基準監督署 新潟 都・道・府(県) 〇〇(市)区	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇不動産(株) 代表取締役社長 〇〇 〇〇
調査終了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 新潟県〇〇市〇-〇
解体等工事期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	住所 新潟県〇〇市〇-〇 現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連絡場所 TEL ××-××××-××××
調査方法の概要(調査箇所)		〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所) 調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 〇〇環境(株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:新潟県〇〇市〇〇-〇〇 分析を実施した者 ②〇〇分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所:新潟県〇〇市〇〇-〇〇	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】〇数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された〇数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	機種:集じん・排気装置・型式:〇〇〇-2000・設置数:〇台	
	排気能力(m³/min)	〇〇m³/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3µm		
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液:〇〇〇〇・固化用薬液:〇〇〇〇 ・隔離用シート(厚さ:床〇mm、その他〇mm)・接着テープ等		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法※2 (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法※2		
備考:その他の条例等の届出年月日	新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例(令和〇〇年〇月〇日届出)		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合。事前調査結果の都道府県等への報告は令和4年4月1日施行
 注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

調査分析した結果、石綿が含有していなくとも表示は必要です。
 A3以上の大きさに掲示する必要があります。